

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】

(令和2年3月28日(令和3年4月1日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、**原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。**

【見回り調査(案)】

4/5～5/5 「見回り隊」により、飲食店ごとに見回り調査を実施し、次の項目を確認。
確認の結果、遵守できていない場合は、是正を依頼。

- ・「アクリル板等の設置」
- ・「CO2センサーの設置(換気の徹底)」
- ・「消毒液の設置(手指消毒の徹底)」
- ・「マスク会食の徹底」等

⇒ 今後、大阪市内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。